

第1章 与那覇湾及び周辺利活用基本計画とは

1-1. 計画策定の背景

与那覇湾は宮古島の南西部に位置し、宮古島市平良と下地にまたがって所在している。与那覇湾は宮古島最大の干潟で、水路部は除き満潮時でも最大水深2mと浅い海域である。沿岸部には、メヒルギなどのマングローブ林、陸域にはアダン群落、オオハマボウ群落などが占め、また湾口付近にはリュウキュウスガモ、ベニアマモ、ボウバアマモを主とする広大な海草藻場が広がっている。与那覇湾では底生生物、魚類、甲殻類などが豊富であるために、シギ・チドリ類、サギ類などの水鳥にとって欠かせない採餌場や休息場として利用されている。夏場には湾口の岩礁でクロサギやエリグロアジサシが繁殖し、海岸林ではキンバトの繁殖が確認されている（環境省, 2013）。

与那覇湾及びその周辺は平成13年12月に日本の重要湿地500^{*1}に選定され、平成22年9月にはラムサール条約湿地潜在候補地^{*2}に選定されている。その後、平成23年11月には集団渡来地の保護区として、国指定の鳥獣保護区、特別保護地区^{*3}に指定された。

平成24年7月3日には、与那覇湾はラムサール条約湿地に登録された。ラムサール条約では、湿地の保全・再生を図りつつ、地域による賢明な利活用のもと湿地の保全・再生を進めることが大事であり、それを支えるための交流・学習も重要になっている。このような背景のもと、与那覇湾を将来に渡って保全し、活用していくために、与那覇湾及び周辺地域も含めた利活用計画を作成したものである。



メダイチドリ等の群れ

写真：宮古野鳥の会 会長 仲地 邦博

環境省（2013）日本のラムサール条約湿地－豊かな自然・多様な湿地の保全と賢明な利用－. p53.

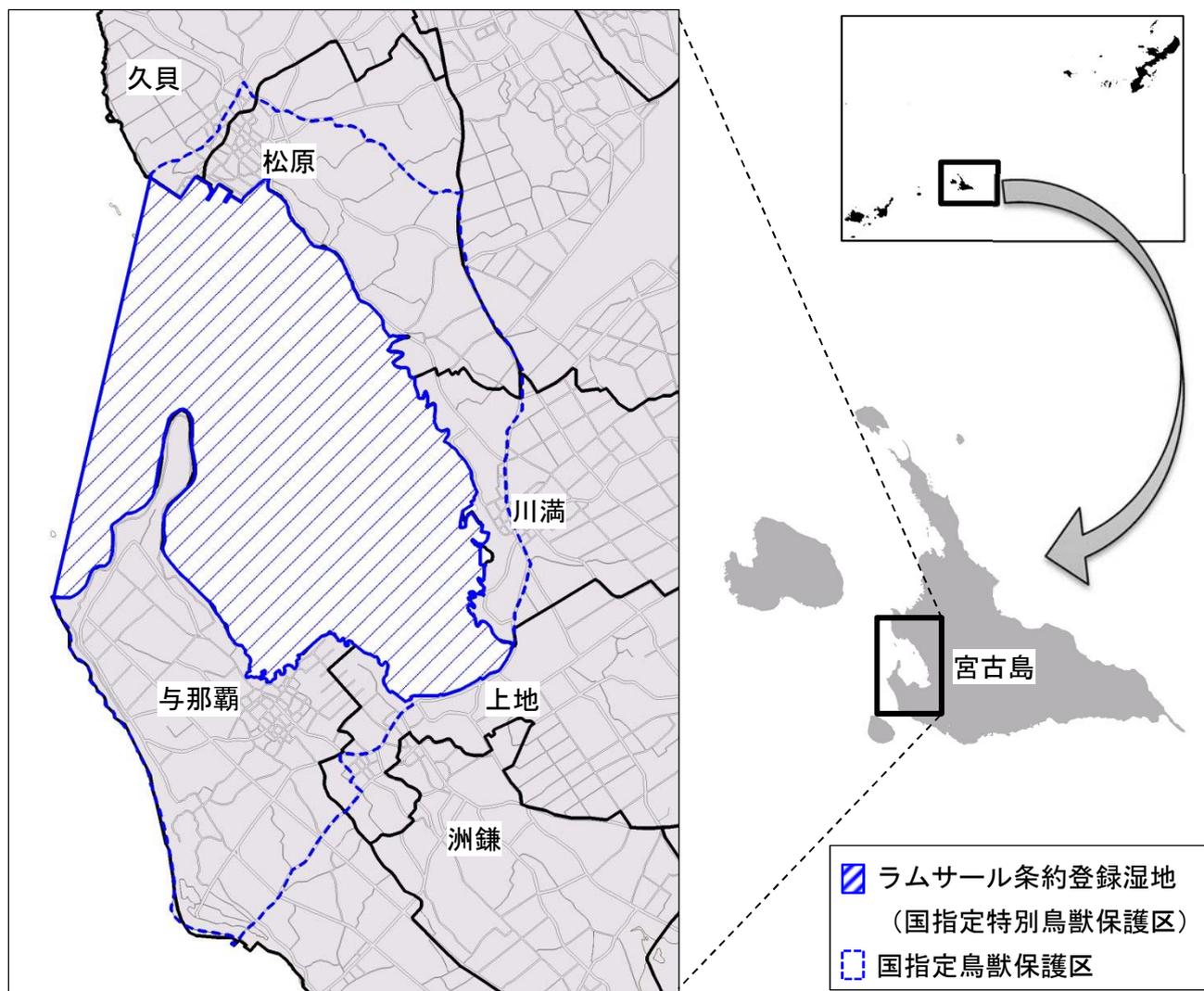
^{*1} 日本の重要湿地500：ラムサール条約登録湿地の選定や、湿地保全の基礎資料とするために、平成13年12月に環境省によって選定された日本国内の500箇所の重要な湿地である。宮古島周辺では「八重干瀬」「池間湿原と周辺サンゴ礁」など9箇所が選定されている。

^{*2} ラムサール条約湿地潜在候補地：ラムサール条約湿地の登録を推進するため、ラムサール条約湿地としての国際基準を満たすと認められる湿地（潜在候補地）を全国から選定された172ヶ所の湿地である。宮古島では与那覇湾のほか「八重干瀬」の計2箇所が選定されている。

^{*3} 鳥獣保護区、特別鳥獣保護区：鳥獣保護法（正式名称：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律）に基づく保護区域である。鳥獣保護区内においては狩猟が認められないほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制されている。宮古島では与那覇湾のほかに池間島が国指定の鳥獣保護区に指定されている。

1-2. 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、ラムサール条約登録湿地として指定されている与那覇湾（国指定特別鳥獣保護区）及び周辺の国指定鳥獣保護区に加え、与那覇湾の保全・再生、利活用に必要な範囲も含める。



1-3. 施策の取組時期の設定

本基本計画における各種施策は幅広く、取組時期については、すぐに取り組めるもの、取組について手法や体制について検討しなければならないもの、普及啓発のように長期的に取り組む必要のあるものがある。このため、取組時期については、平成 26 年度からの 5 年間程度を短期として、各種施策を計画・実施し、平成 29 年度から 5 年間程度を中期、平成 32 年度以降を長期として各種施策の実施、管理に取り組むこととする。普及啓発については全期間に渡って取り組む。

(年度)

